

# 業務指示書

## インドネシア国JABODETABEK都市交通政策統合プロジェクトフェーズ2

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月23日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年3月1日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

独立行政法人 都市再生機構（UR）

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市交通または公共交通志向型開発(TOD)に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／都市交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 都市交通経済・環境インパクト分析・評価】

- 1) 類似業務の経験：都市交通経済に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）  
都市交通経済に関連する業務の他、環境インパクト分析・評価を含む業務経験があれば望ましい。

【業務従事者：担当分野 公共交通志向型都市開発】

- 1) 類似業務の経験：都市部での再開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）  
交通機関の連結性向上を考慮した再開発事業での経験があれば望ましい

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年3月10日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.008624 円 , US\$1 = 115.144 円 , EUR1 = 123.185 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 3月16日(木) 15:30 ~ 17:30

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 本部会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市交通計画  
都市交通経済・環境インパクト分析・評価  
公共交通志向型都市開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

46.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年3月27日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

#### (1) ジャカルタ首都圏における都市交通セクターの現状と課題

インドネシア共和国(以下、インドネシア)ジャカルタ首都圏は、同国の全人口<sup>1</sup>の約1割が居住し、GDPの25%、海外直接投資の約4割が集中している。

近年のインドネシアの堅調な経済成長<sup>2</sup>に伴い、同地域の人口、域内総生産ともに増加傾向にあり、車両登録台数(二輪車、四輪車)も2000年から2010年までの間にそれぞれ、約4.6倍、2倍に増加している。また、同地域内では、郊外都市からジャカルタ都心への通勤車両の流入量が、2002年から2010年に約1.5倍に増加している。一方、公共交通機関へのモーダルシフトは進んでおらず、通勤者におけるバス利用者の割合は2002年から2010年の間で50.1%から16.1%<sup>3</sup>に低下している。

これらにより同地域では交通渋滞が慢性化しており、公共交通利用の普及とともに、ジャカルタへの一極集中を軽減するための地域・モーダル間の統合的な交通政策の立案ならびにその実施が必要な状況にある。

#### (2) 当該国における都市交通セクター／開発政策と本プロジェクトの位置づけ

現行の国家開発計画(RPJM 2015-2019)では、国家優先開発課題の一つに位置づけられている「大規模公共交通システムの開発」に係る政策目標として、ジャカルタ首都圏を含む主要都市にて、TOD(Transportation Oriented Development)等を通じた統合的な都市交通計画に基づくモーダル間の統合・連携を行うことにより、交通ネットワーク機能を向上させることが挙げられている。

これに対し、JICAはこれまで技術協力を通じ、政府内の連携・調整向上を含む政策立案能力の改善に支援を行ってきた。ジャカルタ首都圏総合交通計画調査(SITRAMP: The Study on Integrated Transportation Master Plan for JABODETABEK in the Republic of Indonesia)及び同フェーズ2を2000年～2004年に実施しており、右調査において大規模なパーソントリップ調査を行い、ジャカルタ首都圏における都市交通マスタープランの作成を通じて、具体的な公共交通システムや交通政策にかかる提案を行った。近年では、2009～2012年に、「JABODETABEK都市交通政策統合プロジェクト」(JUTPI: JABODETABEK Urban Transportation Policy Integration Project)を実施し、SITRAMPで構築された都市交通関連データベース及び都市交通マスタープランの更新が行われ、省庁・地域横断的な枠組み形成(「ジャカルタ首都圏交通庁」<sup>4</sup>の設立)が提案された。右提案を踏まえ、2016年3月にジャカルタ首都圏交通庁(以下、「BPTJ」とする。)が設立されたものの、マスタープラン内で提案をされた事業の進捗は低調となっており、JUTPI実施以降に計画された新たな事業や直近の状況を踏まえつつ都市交通マスタープランを見直すとともに、インドネシア側(以下、「尼側」とする。)実施機関の実施能力強化が必要となっている。

また、有償資金協力では、現在、ジャカルタ都市高速鉄道事業(MRT)の支援を実施し

<sup>1</sup> 約2億3,760万人(2010年、インドネシア政府統計)。

<sup>2</sup> 2010年、2011年の経済成長率は、それぞれ6.1%、6.5%(JICA対インドネシア国別分析ペーパー)

<sup>3</sup> 上記車両登録台数、通勤車両流入量、通勤者のバス利用割合は、ジャカルタ首都圏総合交通計画調査(SITRAMP)パーソントリップ調査、JABODETABEK都市交通政策統合プロジェクト通勤・通学調査による。

<sup>4</sup> 関係地域及び関係機関との調整・機能統合を行う機関

ている。今後、同地域が道路交通に過度に依存した都市構造から脱却するためには、MRT を含む公共交通システムを基盤とした都市整備を進める必要がある。この観点から、地域・モーダル間の統合・連携を目的に、MRT の駅を中心とした公共交通志向型開発(TOD: Transit Oriented Development)の実施能力の向上支援が課題である。

かかる状況を踏まえ、2013年5月に本プロジェクトの立ち上げにかかる詳細計画策定調査を実施の上、2013年12月にR/Dを署名(2016年11月に改定)し、BPTJを中心とした開発計画の実行・改善、都市交通改善のためのプロジェクト及び公共交通志向型開発(TOD: Transit Oriented Development)の実施能力の向上支援を実施している。

### (3) ジャカルタ首都圏都市交通セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

2012年4月に策定された我が国政府の「対インドネシア共和国国別援助方針」では、重点分野の一つとして「更なる経済成長への支援」があり、本事業はその協カプログラム「首都圏の運輸・交通環境整備プログラム」、「計画・制度改善・能力向上」に位置づけられる。また、対インドネシア共和国 JICA 国別分析ペーパーにおいては、重点分野「更なる経済成長への支援」に位置づけられる。

本プロジェクトでは、パイロット事業及び TOD モデルプロジェクトにより、渋滞交差点の小規模改良工事<sup>5</sup>や、MRT の駅周辺 TOD 開発<sup>6</sup>への支援が含まれる予定であり、JICA のこれまでの取り組みのインパクト拡大に資するものである。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクトフェーズ 2

### (2) 上位目標

ジャカルタ首都圏において公共交通システムを基盤とした都市整備が進展する

### (3) プロジェクト目標

ジャカルタ首都圏の都市交通システムを改善するための中央政府・地方政府の行政機能が強化される

### (4) 期待される成果

成果 1 : 統合的な都市交通政策を実施するための省庁・地域横断的な枠組みの形成

成果 2 : ジャカルタ首都圏におけるパイロット事業の実施経験を通じた都市交通関係機関・組織の交通改善プロジェクトの実施能力向上

成果 3 : ジャカルタ首都圏における都市交通関係機関・組織の公共交通志向型開発(TOD)プロジェクトの実施能力強化

### (5) 活動の概要(本プロジェクトの工程表は配布資料1の通り)

【統合的な都市交通政策の実施のための省庁・地域横断的な枠組みの形成(以下、「活動1」という。)]

<sup>5</sup> 「JABODETABEK 地域における交差点小規模改良調査」(2011年、2012年):首都圏の交差点(計34か所)に対する渋滞緩和策を提言

<sup>6</sup> 関連する事業・調査として、有償資金協力「ジャカルタ都市高速鉄道事業(MRT)」(2006~)、民間提案型協力準備調査(PPP インフラ事業)「ドゥク・アタス駅周辺地区をモデルとしたジャカルタ交通・都市構造整備事業準備調査」(2011~2012)、民間提案型協力準備調査(PPP インフラ事業)「ジャカルタ MRT ルバックブルス駅前開発事業準備調査」(2013~)を実施。

以下の1-1～1-6に関する実施機関の活動を支援する

活動1-1 合同調整委員会 (Joint Coordination Committee, JCC)、運営委員会 (Steering Committee, S/C)、実施委員会 (Executing Committee, E/C) プロジェクトワーキングユニット (Project Working Unit, PWU) 及びタスクチーム (Task Team, T/T)を設立する

活動1-2 ジャカルタ首都圏都市交通マスタープランを更新する

活動1-3 ジャカルタ首都圏都市交通マスタープランの実施を促進する

活動1-4 ジャカルタ首都圏都市交通マスタープランの進捗をモニター・評価し、年次モニタリング・評価レポートを作成する

活動1-5 ジャカルタ首都圏都市交通データベースの維持管理を強化する

活動1-6 ジャカルタ首都圏のセクター及び地域横断的な持続的枠組みを策定・強化する

活動1-7 マスタープランの目標達成に必要な政策の整理とその達成時期を提示する。

【ジャカルタ首都圏におけるパイロット事業の実施経験を通じた都市交通関係機関・組織の交通改善プロジェクトの実施能力の向上 (以下、「活動2」という。)]

以下の2-1～2-5に関する実施機関の活動を支援する

活動2-1 ジャカルタ首都圏の都市交通関係機関の政策を分析する

活動2-2 パイロット事業の選択・実施支援・評価を含む実施メカニズムの策定と更新を行う

活動2-3 パイロット事業を実施する

活動2-4 パイロット事業の結果を評価する

活動2-5 パイロット事業の結果から教訓の抽出及び提言を行う

【ジャカルタ首都圏における、都市交通関係機関・組織の公共交通志向型開発 (TOD) プロジェクトの実施能力の強化 (以下、「活動3」という。)]

以下の3-1～3-7に関する実施機関の活動を支援する

活動3-1 ジャカルタ首都圏の都市交通関係機関の TOD 関連政策を分析する

活動3-2 ジャカルタ首都圏の既存 TOD 関連の法律・規則をレビューし、必要に応じて改定を支援する

活動3-3 TOD 関連省庁・機関の役割を整理し、実施に係る経済調整大臣府による調整を支援する

活動3-4 TOD モデルプロジェクトの実施計画の準備及び改定を行う

活動3-5 TOD モデルプロジェクト実施のための制度能力強化を行う

活動3-6 TOD モデルプロジェクトの実施を行う

活動3-7 TOD モデルプロジェクトの結果を評価する

活動3-8 TOD モデルプロジェクトの結果から教訓の抽出及び提言を行う

## (6) 対象地域

インドネシア共和国ジャカルタ首都圏

## (7) 関係官庁・機関

## 経済担当調整大臣府(CMEA)

### 3. 業務の目的

「JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクトフェーズ 2」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2016 年 11 月 7 日に改定し経済担当調整大臣府と締結した R/D (Record of Discussions) に基づき実施される「JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクトフェーズ 2」につき、長期専門家と尼側関係者との調整、政策への提言作成、業務実施方針の策定・見直し、業務進捗管理、各種報告書作成等の面で緊密な連携の上、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するもの。

2013 年 12 月に当初 R/D が締結され、2014 年 8 月に長期専門家が着任しているが、活動 1 については右専門家と JICA が雇用したローカルコンサルタントによる交通需要分析を踏まえ、BPTJ が都市交通マスタープラン更新（案）(RITJ) を策定中、今後はその実施状況をモニタリングしつつ、改善に向けた評価・改訂を実施するもの。活動 2 については、パイロット事業の選定を長期専門家と尼側で実施中であり、今後、各事業の設計、建設（現地再委託を想定）し、施工監理等を行う想定。また、活動 3 については、既存法令のレビュー、関係機関の所掌確認、パイロット事業の選定等を進めて行く予定であり、その後は本プロジェクトでは概要計画の策定までを対象とし、実際の詳細設計・工事などは先方予算で実施するものの、必要な調整面での支援につき本プロジェクトを通じて実施するもの。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) プロジェクト実施体制（日本側）

本プロジェクトは、長期専門家 1 名と業務実施契約コンサルタントで実施するプロジェクトであり、現在直営の長期専門家（プロジェクトリーダー／都市交通政策）を派遣中。同長期専門家は本プロジェクト全体の枠組みの進捗監理、プロジェクトによる成果物の品質管理、関係省庁や JICA との各種調整を行うことを予定しており、本業務の実施において業務実施契約コンサルタントは、同長期専門家と連携の下、業務に当たることとする。

なお、カウンターパートからの依頼について、当該業務及びプロジェクトとしての実施内容かどうかの疑義が生ずる場合については、JICA 及び長期専門家と事前に協議、確認の上、対応すること。

#### (2) プロジェクト実施体制（インドネシア国側）

本プロジェクトの実施機関である経済担当調整大臣府が中心となり、ジャカルタ首都圏において都市交通計画・行政に携わる関係者（国家開発企画庁、運輸省、ジャカルタ首都圏交通庁、地方政府等）による S/C、JCC、E/C、PWU（それぞれの役割は配布資料 1 の R/D を参照）の他、Technical Advisory Group (TAG) , Task Team (T/T) を組織する（TAG は S/C、JCC、E/C、PWU に対して技術的側面からの助言、T/T は PWU

の指示に従って詳細な活動計画の立案及び関係者の調整等の実務的な役割をそれぞれ担っている)。

なお、マスタープランの更新作業については、首都圏交通庁が所管しているところ、右交通庁と主に作業を実施しつつ、予算確保を含めた個別案件の推進については経済調整大臣府とも連携し、業務を進めることが必要。また、パイロット事業並びに公共交通志向型開発(TOD)モデルプロジェクトの実施にあたっては、経済担当調整大臣府、国家開発企画庁、運輸省、公共事業省、首都圏交通庁をはじめとする中央政府、及びジャカルタ特別州政府をはじめとする地方自治体が関与するため、本事業においてはこれら省庁・地方自治体等とも密接に連携して実施することが必要。

### (3) プロジェクトの柔軟性の確保

本プロジェクトでは、実施機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、本業務のコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方実施機関との合意文書の変更、契約の変更等)を取ることにする。

### (4) プロジェクトの中間評価、終了時評価

JICA は、プロジェクトの中間評価調査、終了時評価調査を予定している。同調査の実施に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。なお、同調査の実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえて決定するものとする。

### (5) 活動1におけるマスタープラン更新作業について

活動1において更新に係る支援を行うマスタープランについては、関連大統領令・運輸省令に基づいて尼側で作成中の状況。完成予定時期については目処が立っていないところであるが、右マスタープランは2019年、2024年、2029年と5年毎に修正が行われる予定であり、本業務は2019年の更新に向けてマスタープランに必要なインプットを行うもの。

なお、尼側作成のマスタープランのレビューにあたり、活動1-2にて2014年及び2015年に尼側が実施したパーソントリップ調査が不十分な場合は補足調査を行うこととしているが、現時点では補足調査の要否については判断できないところ、右補足調査にかかる提案については、プロポーザル及び見積りに含めないこととする。当該部分については、具体的な補足調査内容が特定され次第、契約変更によって後日対応する。

### (6) 活動2におけるパイロットプロジェクトについて

活動2においては、現在、長期専門家関与の下、経済調整大臣府及びジャカルタ首都圏自治体との間でパイロット案件の選定を行っている。現時点でパイロット候補案件が決定しているものではないところ、活動2-3に係る業務への提案については、プロポーザル及び見積りに含めないこととする。当該部分については、具体的なパイロットプロジェクトが特定され次第、契約変更によって後日対応する。

(7) 活動3におけるパイロットプロジェクトについて

活動3においても、現在、長期専門家関与の下、経済調整大臣府、首都圏交通庁及び首都圏自治体との間でパイロット案件の選定を行っている。現時点でパイロット案件が決定しているものではないところ、活動3-4及び3-6に係る業務への提案についてはプロポーザル及び見積りに含めないこととする。当該部分については、具体的なパイロットプロジェクトが特定され次第、契約変更によって後日対応する。

6. 業務の内容

【活動1関連】統合的な都市交通政策の実施のための省庁・地域横断的な枠組みの形成

- (1) S/C等の運営会議に関連する資料作成(活動1-1関連)
  - 運営会議でのプレゼンテーション等に必要な資料の作成・準備を行う。
- (2) ジャカルタ首都圏都市交通マスタープランの更新(活動1-2関連)
  - 現在、首都圏交通庁により作成されているマスタープランにつきレビューを実施し、社会経済情勢の変化、現在計画されている各種交通インフラ整備事業の現状を踏まえて、追加検討項目を整理の上、必要な調査・分析を実施する。
  - 2014年、2015年に尼側がパーソントリップ調査を実施しているところ、右調査結果をレビューしつつ、交通モデルの更新に必要な機関分担の見直しを含めて必要に応じて補足の調査を行う。なお、2016年から車両ナンバーの偶数・奇数による市街地乗り入れ規制が導入されたところ、右制度による影響についても考慮すること。
  - 上記調査・分析を通じて、首都圏交通庁が作成したマスタープランの改善箇所を整理し、これを反映すべくマスタープラン次期改訂作業を支援する。また、次期国家開発計画に上記マスタープランの改訂結果を反映すべく、首都圏交通管理庁を支援する。
  - 過去の関連プロジェクト(ジャカルタ首都圏総合交通計画調査(SITRAMP)等)における経済・環境損失額の算定方法と社会経済効果の評価指標・目標値の設定に関するレビュー及び更新に必要な実態調査を実施し、マスタープランにおける7つの指標(Key Performance Indicators: KPI)の妥当性、達成可能性を検証するとともに、他国の主要都市と比較可能な汎用的な算定手法を構築する。
  - 自立的かつ継続的なマスタープラン更新を促すべく、上記活動を通じて尼側実施機関の能力強化を行う。必要に応じて自身で管理可能な市販の交通需要予測ソフトウェア、シミュレーションソフトウェアを購入し、これらを活用する。
- (3) ジャカルタ首都圏都市交通マスタープランの実施促進(活動1-3関連)
  - 更新されたマスタープランにて選定された個別事業について、優先順位を整理しつつ、実施のための計画(スケジュール、要調整事項等を整理)を策定し、右実施についてCMEA、首都圏交通庁、関係省庁・地方自治体等の関係機関を支援する。
- (4) ジャカルタ首都圏都市交通マスタープランの進捗モニタリングの実施、年次モニタリング・評価レポートの作成(活動1-4)



- 更新されたマスタープランの進捗モニタリングの実施と年次モニタリング・評価報告書（以下、「本年次報告書」）の作成、およびS/Cでの進捗発表にかかる準備を実施する。
- また、マスタープラン及び本年次報告書の定期的な更新、経済・環境損失額の定期的な算定を自立的・持続的に行えるよう、インドネシア中央・地方政府関係者の人材育成を実施する。
- なお、モニタリング、評価にはマスタープランに記載されている個別事業の進捗状況に係るものとともに7つの指標（KPI）に対する達成状況に係るものを含む。特に機関分担に係る指標はマスタープラン（RITJ）策定において目標年での達成目標値を与件（既定値）として交通量配分を行っている。このため、これまでのジャカルタ首都圏において開発された交通モデルを取得及び更新し、プロジェクトの進捗にともなう機関分担率を推定する作業が必要となる。

(5) ジャカルタ首都圏都市交通データベースの維持管理システムの開発及び強化（活動1-5）

- ジャカルタ首都圏における公共交通の乗り継ぎに係るボトルネックを把握するための調査を実施する。
- 上記調査を踏まえ乗り継ぎを考慮した公共交通機関路線図の統合版を作成しS/Cでの発表準備を実施する。
- ジャカルタ首都圏都市交通データベースの更新を行い、同運用・維持管理方法を策定する。
- 構築・強化されたデータベースの運用・維持管理を自立的・持続的に行えるよう、中央省庁・地方自治体関係者の人材育成を実施する。

(6) ジャカルタ首都圏のセクター及び地域横断的な持続的枠組みの策定・強化（活動1-6）

- 立ち上げられたS/C、JCC、E/C等の役割を踏まえ、これら役割が本プロジェクトの実施段階で十分に発揮されたのか分析する。
- 上記分析によって抽出された課題や提言を踏まえ、今後のセクター及び地域横断的な協議の枠組みの在り方について提案を行う。

(7) マスタープラン目標の達成に必要な施策の整理（活動1-7）

- マスタープランのプロジェクトリストに掲載された案件の実施、目標の達成に必要な政策の概要について、整理・提言を行う。
- 7つの指標（KPI）によって定められた目標の達成に必要な政策として、プロジェクトの追加提案、新たな制度設計を含む施策の提案等を想定する。

【活動2関連】

ジャカルタ首都圏におけるパイロット事業の実施経験を通じた都市交通関係機関・組織の交通改善プロジェクトの実施能力の向上

(1) ジャカルタ首都圏の都市交通関係機関の政策を分析する（活動2-1）

- 都市交通関係機関の役割を整理すると共に、各機関の都市交通関連政策を分析し、活動2-2でのパイロット案件選択にかかる基礎資料として情報を整理する。

(2) パイロット事業の選択・実施支援・評価を含む実施メカニズムの策定と更新を行う（活動2-2）

- 活動2-1の結果を踏まえ案件選定基準を作成すると共に、具体的な案件実施を通じたカウンターパートの能力強化にかかる計画を作成する。
  - パイロット事業の成果を評価するための指針を作成の上、実際の評価をカウンターパートと実施する。実際の評価作業を通じて得られた教訓を活動2-4でのマニュアル作りに反映する。
- (3) パイロット事業の実施(活動2-3)
- パイロット事業は全体で10件程度を想定。(事業費は一件1000万円を想定)
  - 選定されたパイロット事業について、F/Sを実施するとともに、詳細設計、土木工事のコントラクターを現地再委託等により調達、施工監理を実施する。
  - 実施に際しては、関係地方自治体の職員が主体的にプロジェクトに関与し、コントラクターの管理、監督を実施するように調整の上、実施する。
- (4) パイロット事業の結果の評価(活動2-4)
- パイロット案件の選定・実施における課題の整理、各パイロット事業の事業評価を実施しつつ、事業効果を評価するためのマニュアルを作成する。
- (5) パイロット事業の結果から教訓の抽出及び提言を行う(活動2-5)
- 活動2-4での業務を通じて確認された課題や各パイロット事業の評価結果を踏まえて抽出された政策への提言内容を整理する。

### 【活動3関連】

ジャカルタ首都圏における、都市交通関係機関・組織の公共交通志向型開発(TOD)プロジェクトの実施能力の強化

- (1) ジャカルタ首都圏の都市交通関係機関のTOD関連政策の分析(活動3-1)
- 中央省庁、ジャカルタ首都圏地方自治体におけるTODに関連する既存の都市整備・交通関連政策や都市開発事業関連の法令(特に土地の交換分合及び公共貢献に伴う容積緩和などのインセンティブ制度に関するもの)を分析する。
  - 現行の法制度の下でどのようなTOD事業が実施可能なのかを分析し、その結果をTODモデルプロジェクトの選定に反映する。
  - また、先進国の事例を踏まえつつ、大規模な駅前再開発事業に必要な政策・法制度改正に係る提言に必要な分析を実施する。
- (2) ジャカルタ首都圏の既存TOD関連の法規則をレビューの上、必要に応じた改定の実施(活動3-2)
- 中央省庁、ジャカルタ首都圏地方自治体におけるTODに関連する既存の都市整備・交通関連政策や法令(特に土地の交換分合に関するもの)について、活動3-1の結果を踏まえたインドネシア側の改正作業を支援する。
- (3) TODモデルプロジェクトの実実施計画の準備及び改定(活動3-3)
- TODモデルプロジェクトを選定するとともに、実施のために必要な関係機関との調整事項を整理し、必要となる施設概要、実施スケジュールを作成する。なお、すでに具体化しているTOD事業をモデルプロジェクトとして選定することも可とする。
  - TODモデルプロジェクトの内容としては、駅周辺における他の公共又は私的交通機関との円滑な乗換え実現と公共交通利用者の増加のため、当初から公的機関と民間と連携し、施設の建設やその後の運用・維持管理を行うものを想定。
- (4) TODモデルプロジェクトの実実施計画の準備及び改定を行う(活動3-4)
- 選定されたモデルプロジェクトについて、どのような省庁・機関が関わり、そ

- れぞれどのような許認可権を有するのかを確認する。
- 尼側関連機関と協議の上、モデルプロジェクトの実施スケジュール、必要施設の配置図、概略のコスト積算を行う。
  - プロジェクト費用の官民分担案を作成すると共に、必要な補助金制度についても検討・整理を行う。
- (5) TODモデルプロジェクト実施のための制度能力強化の実施（活動3-5）  
TODモデルプロジェクトの選定後、インドネシア側と共に必要施設の概要を整理する。また、活動3-4での業務を踏まえ、かかる必要施設の計画・建設に必要な調整項目を整理し、インドネシア側での調整を支援する。
- (6) TODモデルプロジェクトの実施を行う（活動3-6）
- インドネシア側によるTODモデルプロジェクトの実施において、各種ステークホルダーとの調整を含めて問題が生じた場合、日本及び他国の事例を踏まえつつ、助言を行う。（なお、TODモデルプロジェクトの実施、具体的には入札図書作成、詳細設計、建設工事については、尼側で実施される場所、本業務の対象外）。
- (7) TODモデルプロジェクトの結果の評価（活動3-7）
- 活動3-6におけるTODモデルプロジェクトの実施過程において、確認された問題点や今後の課題について整理を行う。
- (8) TODモデルプロジェクトの結果からの教訓の抽出及び提言の実施（活動3-8）
- 活動3-7におけるTODモデルプロジェクトの評価を経て確認された問題点や今後の課題を踏まえ、都市整備・交通、TOD関連政策への提言を取りまとめる。

#### 【全活動共通】

##### (1) 本邦研修の実施

- 2017年度に1回、2018年度に1回、2019年度に1回の計3回、各回10名、2週間程度のS/C関係機関の職員を対象とした本邦研修を実施することを想定している。
- 内容、時期共に改善提案等があればプロポーザルにて提案すること。

コンサルタントは、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2016年6月）」に則り、「受入」、「研修実施」、「研修監理」業務のうち、「研修実施」のみを行うこととする。なお、「研修実施」に係る必要経費を本見積に含めること。

##### (2) 情報共有、意思決定のための会議（Joint Coordinating Committeeを含む。）の開催

多様な関係者とプロジェクトの進捗に係る情報を共有し、必要な意思決定を実施するため、プロジェクトのJoint Coordinating Committeeを含む関係者間会議の定期的な開催を補佐（資料（英文）準備、会場手配等）する。

具体的な会議の種類、想定参加人数、回数は以下の通り（いずれもジャカルタ特別州での開催を想定）。本件については、開催にかかる必要経費を本見積に含める。

- 運営委員会（S/C）：5回（半年に一回）、参加者約30名（なお、うち3回はJCCを兼ねるところ、S/C単独としての開催は計2回を想定。）
- 合同調整委員会（JCC）：3回（年一回）、参加者名約50名
- 実施委員会（E/C）：7回（四半期に一回）、参加者約50名

- プロジェクトワーキングユニット (PWU) 会合：28 回（毎月一回）、参加者約 50 名。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における中間成果品は、ワーク・プラン、最終成果品は業務完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	業務締結後から 10 日以内	和文：2 部
ワーク・プラン	業務開始から約 2 ヶ月後	英文：10 部 和文：3 部 CD-R：英和それぞれ 3 枚
プロジェクト業務完了報告書	契約終了時	英文：10 部 和文：3 部 CD-R：英和それぞれ 3 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

#### ア) ワーク・プラン記載項目 (案)

- プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- プロジェクト実施の基本方針
- プロジェクト実施の具体的方法
- プロジェクト実施体制 (Joint Committee の体制等を含む)
- PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- 業務フローチャート
- 要員計画
- 先方実施機関便宜供与負担事項
- その他必要事項

#### イ) プロジェクト完了報告書記載項目 (案)

- プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- プロジェクト目標の達成度
- 上位目標の達成に向けての提言
- その他必要事項

添付資料 (和文に添付する資料は英文でも構わない。)

- ①PDM (最新版、変遷経緯)

- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥Joint Committee 議事録等
- ⑦供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑧その他活動実績

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、プロジェクト完了報告書に添付して提出することとする。（いずれも英文のみで可）

ア) 【活動1】 関連

- a) 更新されたジャカルタ首都圏都市交通マスタープラン
- b) マスタープラン年次モニタリング・評価報告書
- c) 公共交通機関路線図統合版

イ) 【活動3】 関連

- a) 関連法令の分析結果
- b) TOD モデルプロジェクトの実施計画

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真、動画（必要に応じ）

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

2017年4月中旬より業務を開始し、2019年7月までにプロジェクト業務完了報告書を提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

約 52 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当するコンサルタント専門家の配置を想定するが、業務内容を考慮の上、適切なコンサルタント専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括／都市交通（2号）

イ 都市交通経済・環境インパクト分析・評価（3号）

ウ 公共交通指向型都市開発（3号）

エ 都市交通施設評価／設計

オ 都市交通データベース更新

カ 都市交通政策連携促進

#### 3. 対象国の便宜供与

##### ● カウンターパートの配置

- ・ プロジェクトダイレクター（経済担当調整大臣府インフラ担当次官補）：1名
- ・ 副プロジェクトダイレクター（国家開発企画庁交通局長、首都圏交通庁計画局長）：2名
- ・ プロジェクトマネージャー（経済担当調整大臣府インフラ担当課長）：1名
- ・ 副プロジェクトマネージャー（国家開発企画庁交通局長代理、首都圏交通庁計画局長代理）：3名

#### 4. 配布資料／参考資料

##### 【配布資料】

- ・ 「JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクトフェーズ2」にかかる基本合意文書（R/D）（配布資料1）
- ・ Capacity and Demand Analysis of JABODETABEK Mass Transit Network (2016)

##### 【参考資料】

- ・ ジャカルタ首都圏総合交通計画調査（フェーズ1）（2001）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000003112.html>
- ・ ジャカルタ首都圏総合交通計画調査（フェーズ2）（2004）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000162725.html>
- ・ JABODETABEK 地域公共交通戦略策定支援プロジェクト（2011-2012）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004877.html>

- JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクト（2009～2012）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000250083.html>

## 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

- パイロット事業のF/S、詳細設計及び土木工事（6.【活動2関連】（3））

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。その他、現地再委託が必要な場合は、プロポーザルにて提案する。なお本経費は本見積／別見積にて計上すること。

## 6. その他留意事項

### （1）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### （2）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### （3）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。